

(仮称)香取市子育て世代包括支援センターの 設置について

香取市福祉健康部子育て支援課

（仮称）香取市子育て世代包括支援センターの設置について

平成28年に改正された児童福祉法等の一部改正による対応

子育て世代包括支援センター （母子保健法第22条）

妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」が規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならない。平成32年度末までの全国展開を目指し取り組むこととされた。

子育て世代包括支援センターは、主として妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、サポートプラン等の作成を行う。

子ども家庭総合支援拠点 （児童福祉法第10条の2）

市町村は児童に関する支援（実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担うための機能を有する拠点の整備に努めなければならないとされた。

支援拠点は、管内に所在するすべての子どもとその家族及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、家庭児童相談室の機能を核として、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図る。

類似部分が多く、比較的初期（軽度）の相談から支援が必要（重度）な相談等への流れは重要。

一体的な整備

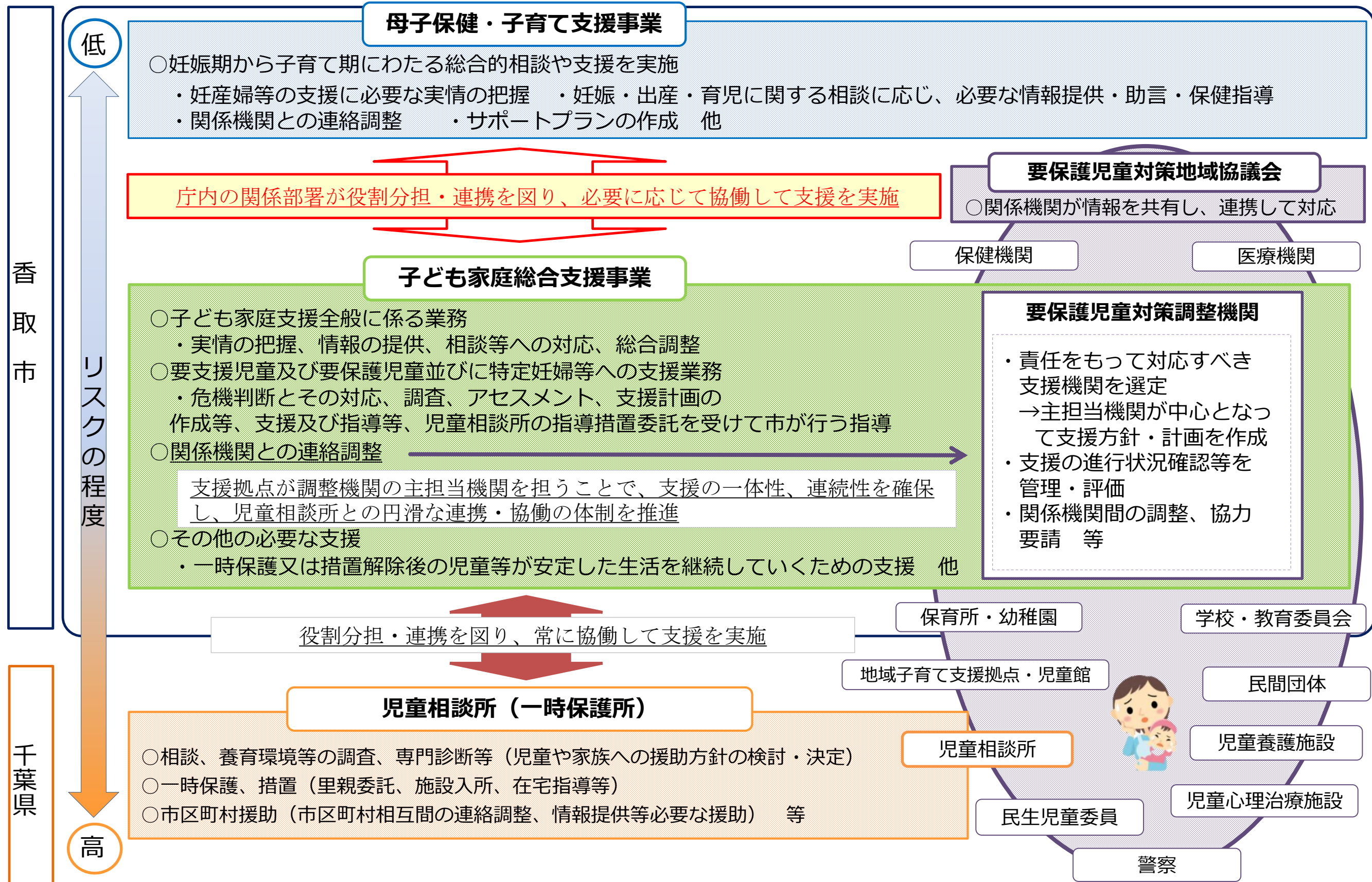
【施設名称】 （仮称）香取市子育て世代包括支援センター

【開設日】 平成31年4月1日

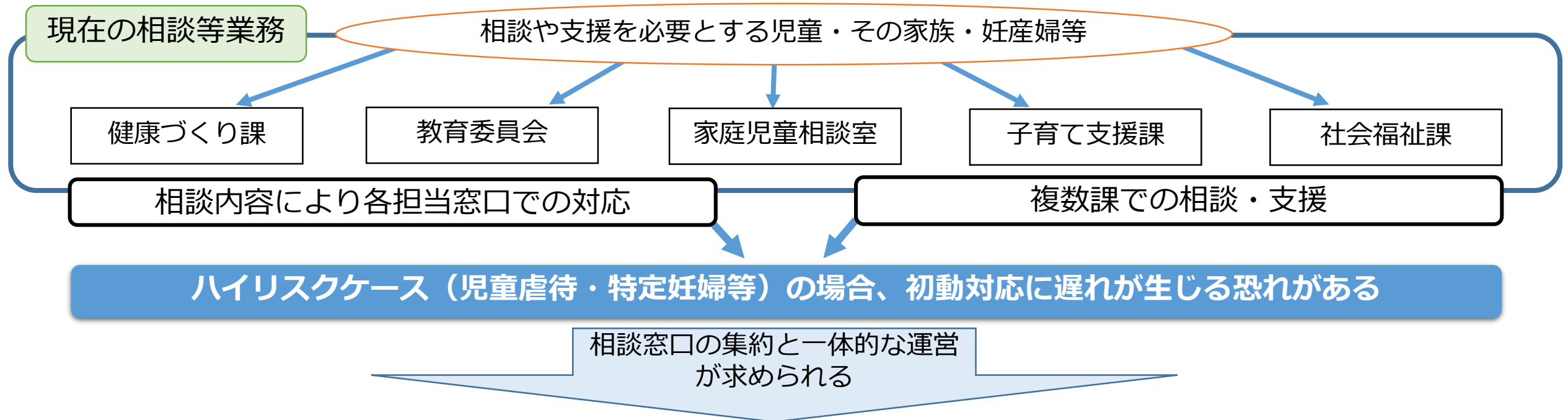
【開設場所】 市役所本庁舎1階旧食堂

(仮称) 香取市子育て世代包括支援センター

※児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理図



(仮称) 香取市子育て世代包括支援センター設置に係る効果等について



(仮称) 香取市子育て世代包括支援センター（H31.4.1開設）

- 【主な業務】
- ・ 母子手帳交付
 - ・ 妊産婦及び乳幼児等の実情の把握
 - ・ 妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導等
 - ・ サポートプラン等の策定
 - ・ 保健、養護、育成、障がい、非行等の専門相談
 - ・ 要支援児童、要保護児童等並びに特定妊婦等への支援
 - ・ 関係機関との連絡調整 など

効果

- ・ 相談支援の拠点として、関係機関との連携が強化され情報集約が容易となる。
- ・ 情報連携がスムーズとなり、要支援者への早期発見・対応が可能となる。
- ・ 全ての相談内容が一元管理となり、相談者への共通認識が図れる。
- ・ 相談窓口を一元化することにより、サービスが必要な市民に対して情報提供体制が構築できる。
また、担当者の顔が見える体制となり、市民も安心して利用ができる。
- ・ 複数の専門職により、切れ目のないライフステージ対応が可能となる。また、幅広い課題に対しても対応が可能となる。 など